

第5章 一帯一路政策における投融資の「法化」動向について

石井 由梨佳

はじめに

(1) 問題の所在

インド太平洋地域が自由で開かれた空間であるためには、港湾を含めた交通インフラの利用が全ての国に区別なく開かれていることと、公平な通商がなされるための連結性(connectivity)が維持されていることが必要である。そして、中国の一帯一路政策(BRI)がこれらの法的、政治的、経済的基盤に与えるインパクトが本研究会の検討事項の一つであった。BRIの中核は、中国を他国と繋ぐ主要な経済回廊を確保するための、港湾、港湾と内陸部を接続する鉄道、道路、運河のインフラ建設であり、そのために中国は多様な形態において沿線国に借款や投融資をしている¹。特に中国国有企業らによる港湾に対する投資あるいは運営権の買収は2010年以降18カ国、25件に上っている²。

BRIが米国や欧州などに対抗して特にユーラシア大陸と南太平洋における自国の勢力圏を拡大しようとする動きであることには大きな異論はない³。もっともこれによって中国がOECD加盟国等の依拠してきた開発金融の枠組み⁴をバイパスしようとしているがために、他国政府等から批判がなされている。具体的には、BRIにおける①融資に関する情報が開示されていないこと、②融資の健全性評価が欠如していること、③中国企業が建設を行いスタッフも中国人、建設資材等も中国からの持ち込みを行うなど、投資が「紐付き」(tied)であること、④環境保全や労働基準に関する現地国の法制を軽視して事業が実施される傾向があること、⑤独裁政権や人権を侵害しているとして米国や欧州連合(EU)が援助を避ける国にも投融資をしていることが問題だとされている⁵。

すなわち①と②に関しては、中国は相手国が債務を返済できないことが予測される状況においても貸付をしていることが批判される⁶。2018年9月、中国＝アフリカ協力サミットにおいて、中国政府はアフリカの一部の最貧国に対しては債務の一部を免除することを表明したが、それも限定的な動きにとどまっている⁷。③に関しては、OECDでは2001年の勧告で紐付き投資をしないことを勧告しているが⁸、加盟国ではない中国はそれに制約されない。④に関しては、一般に投資を行う事業者は受入国の国内法に従う義務を負うが、それが果たされていない場合があるとされる。⑤に関しては、2019年に国連人権理事会で日本やEU加盟国を含めた22カ国がウイグル地区の人権侵害を終わらせることを求める共同声明を出したとき⁹、BRI参加国を中心とする50以上の国が同地区の人権状況の改

善を報告するなど¹⁰、BRI が中国の人権政策の道具として用いられていることも看過できないであろう。以上に加えて、海洋安全保障の観点からは、中国と敵対する国の船舶が BRI の一環で建設された港湾の利用ができなくなることや、中国がこれらの港湾を軍事的拠点として海洋支配（sea control）を確立することが懸念されることになる。

これらの実践が国際法違反ということはできない。しかし、BRI に対して法の支配が及んでいないのではないかという上記の懸念は検討に値する。中央集権機構がない国際社会においては、国内社会における三権分立に相当する仕組みはないが、それでも、政府を始めとした責任主体の説明責任、民主主義、社会的公正の確保は法秩序の基底をなすと言えるためである¹¹。

（2）本稿の課題と検討の射程

これに対して、近年では BRI の「法化」（legalization）の動向を観察することができる。法化とは、ある制度（institution）における権利義務の配分をあらかじめ規則として定めておき、紛争が生じた場合には紛争主体から独立した機関による法に基づいた紛争解決がなされることと本稿では定義しておく¹²。そのような紛争解決手続としては裁判、仲裁がある他、代替的紛争解決手続である調停を含めることがある。本稿の目的はこれらの法化の動向をレビューし、それが上記の懸念を克服するものであるかを評価することである。

BRI の国際法上の位置づけに関しては、中国人研究者だけでなく、欧州やアジア地域の研究者らによっても、相当な数の研究成果が出されている。もっとも、これらは BRI が他国との競争において展開されているという視点を欠いていることも多い。例えば BRI を「グローバルな公共財」の構築だとか「人類運命共同体」「天下思想」の基礎付けとして捉えるアプローチからは¹³、上記の問題に対する直接的な答えは導かれぬ。本稿は BRI の性格付けをめぐる論争には立ち入らず、実証的な法形成のみに着眼して検討を行う。

（3）予備的検討

上記の検討を行う前に、中国が行っている借款投融資の形態の概要を踏まえる必要がある¹⁴。何を BRI 関連のプロジェクトとするのかは一義的ではないが、2013年に習近平が一帯一路構想を公にして以降、BRI の経路沿線にある国で中国企業が実施している上記の陸路ないし航路建設事業がそれに含まれることに異論はないと思われる¹⁵。

プロジェクトのスキームは多岐にわたるためここで網羅することはできないが、中国と受入国との二国間に限定すれば、まず政府による、あるいは政府が保証する譲許的（concessional）あるいは商業的な借款投融資あるいは輸出信用がある¹⁶。典型的には、国

家開発銀行や中国輸出入銀行が受入国の政府や企業、あるいは中国企業に有償融資を行い、当該企業がインフラ建設を行う場合がそれに当たる。また、シルクロード基金からの融資がなされることもあるが、投資基準が相対的に厳格であり、投資収益が低かったり政治リスクが大きかったりするとそれを満たさないとされ、却って BRI とは直接的な関連性を持たないものもある¹⁷。

次に、国有の商業銀行（例えば工商銀行、中国銀行、建設銀行等）が投資事業体である中国企業に融資を行ったり、商業銀行が現地企業に直接融資したりする場合（local buyer's credit）もある。ただし後者の場合でも、中国港湾工程有限責任公司や中国水利水電建設集団などの中国の企業が建設を実施することを条件にすることが少なくない。2018年の米国商務省の調査によれば商業銀行の資金提供は BRI 関連プロジェクトの約半分を占めている。港湾への投資に関しては、招商局集团有限公司と中遠海運港口有限公司（COSCO）によるものが主である¹⁸。

BRIと連携している国際投資銀行として、アジアインフラ投資銀行（AIIB）と新開発銀行（NDB）がある。これらが BRI 沿線国における開発プロジェクトに融資することはあるがあくまでも国際機関として実施しているので中国の「国策」としての色彩は希釈されている。また、AIIBとNDBは世銀との協力に基づいて援助をしているため¹⁹、そこでのプロジェクトについては冒頭に述べた基準からの逸脱は見受けられない。援助額も中国が独自に行っているものに比較すると小さい。以上に加えて第三国の政府や企業が関与するプロジェクトがあるが詳細は割愛する²⁰。

法化の動向

1. 関連条約の増加

法化の動向を端的に示すものとして、中国が締結している経済領域における条約の増加傾向や国際協力メカニズムの構築がある²¹。ここでは二国間投資協定（BIT）の増加が最も関連する。BITには内国民待遇、最恵国待遇、公平かつ平等な待遇、収用からの保護に関する条項が入るのが標準であるが、投資家保護を重視するか、受入国の利益を重視するかに応じて規定振りにはバリエーションがある。中国は現在145カ国・地域とのBIT、及び22カ国・地域と投資条項の入った自由貿易協定（FTA）を採択もしくは批准している²²。1980年代は欧州、日本、東南アジアが主であったが、1990年代から東欧、旧独立国家共同体（CIS）諸国、2000年代からアフリカ諸国が増加している。近年の実践では、投資家保護に関して国際法基準を参照したり²³、投資家保護の範囲を拡大²⁴したりする傾向が指摘されている。

租税条約のネットワークも拡充されている。一般に二国間租税条約は、①二国間で事業

取引や投資取引がなされたときの課税関係をあらかじめ定めておいて、二重課税を解消し、②税情報交換を行い、税逃れを防止することを主な内容とする。中国はこれまでに110カ国と租税条約を締結し、そのうちBRI沿岸国の殆どを含む54カ国と締結している²⁵。また2010年代になって既存の租税条約を改正する動きも見られる²⁶。BRIを遂行する上での税障壁を取り払うことは中国の重要な政策の一部になっている²⁷。なお、中国は税源浸食と利益移転(BEPS)防止措置実施条約に2017年に署名しており²⁸、同条約における規則を二国間租税条約に組み入れている。さらに中国は、BRI沿線国34国・地域間の政府間租税協力メカニズム(他に16カ国+5国際機関がオブザーバーとして参加)として、税収管理協力メカニズム(BRITACOM)を2019年4月に設立した²⁹。これは沿線国における租税法の調和化を図り、デジタル化による徴収の確保等を狙いとする。このほかに通商条約の増加と拡充も顕著である。

2. 債務の透明性・持続性の確保

対外援助に際しては、一般に債務の透明性を向上させることで、債権者や格付け機関などがその信用価値を評価でき、被援助国の市民が政府の説明責任を求めることができるようにすべきとされている。世界銀行・IMF、国際決済銀行(BIS)パリクラブ、OECD等では範囲は異なるがそれぞれ債務情報の開示を勧告、要請している。またIMFと世銀が低所得国に対する債務の持続性に関して、当該被援助国の経済力に応じて評価する分析枠組み(DSA)を提供している³⁰。しかし中国はパリクラブとOECDの加盟国ではない。中国は2015年からBISに対しては政府間融資に関する情報を提供している³¹。しかしこの中には企業間取引についての情報は含まれていない。

債務の持続性に関しては、中国財政部は2017年に「『一帯一路』融資指導原則」を採択し³²、2019年に「『一帯一路』の債務持続可能性に関する分析枠組み」を採択した³³。これはIMFと世界銀行のDSAを参照して作られた分析ツールであり、財政部が中国だけではなく関係国の金融機関や国際機関にその活用を呼びかけるものである³⁴。

以上に加えて、インフラ投資に関する規律を行うフォーラムとしてG20が活用されるようになってきている。2016年5月の伊勢志摩G7サミットで「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が採択された後、2018年9月の「インフラプロジェクトの組成段階に係る原則」と2019年6月の「質の高いインフラ投資原則」が採択されている。後者の「質の高いインフラ投資原則」は、持続可能な開発やインフラ相互の連結の促進、インフラのライフサイクルコストを考慮した経済性の向上、環境への配慮、自然災害及びその他のリスクに対する強靱性の構築、社会的配慮インフラ統治(governance)の強化をその内

容とする。G20はこの原則に基づいてインフラ投資に関する融資の実態に関する報告を参加国に求めたが、これに対する中国の対応は限定的であり、インフラ投資に関する新興国向け融資の実態については情報非開示であった³⁵。

3. 紛争解決手続の強化

(1) 紛争解決機関の指定

投資家と受入国、あるいは企業間で紛争が生じた場合に、独立した第三者機関による法に基づいた解決が図られることも、法化の重要な要素である。

これに関して中国が締結するBITは投資家と受入国との紛争解決手続機関として、国際投資紛争解決センター（ICSID）を選択していることが多い。ICSIDは1965年の投資紛争解決条約（ワシントン条約）の下で世銀内部に設立されている機関であり、その裁定は締約国の最終裁判所の判決と等価値であり、当該国内で直接執行できる。なお、BITで保護の対象にされる事業体（enterprise）の定義は各BITに規定されるが、政府が保有している事業体も含むことが標準である。

また企業間における民商事紛争を解決するのにあたり、仲裁が用いられることは少なくない。具体的には契約不履行等の取引に関する紛争、貸金返還請求、信用毀損差止請求、取引先に対する不正行為に関する紛争などがあり得る。仲裁のメリットとしては、非公開であること、仲裁人の選定を当事者が行うことができること、条約があれば仲裁裁定も他国で承認執行がなされることがある。なお、そのような条約として外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約があり³⁶、中国は同条約を1986年に批准している。また、国際調停条約が2018年12月に採択され、中国も署名した³⁷。同条約は調停の結果得られた和解合意を執行するためのもので、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）によって起草されたものである。

国際仲裁のフォーラムとしてはロンドン、パリ、ブリュッセルの仲裁廷が選択されることが多かったが、近年では発展途上国間における紛争が増加してきたため、シンガポール、香港、北京等における機関がそれらの紛争処理を引き受けている点が注目される。

まず、中国国内における国際紛争処理機関としては中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）、北京仲裁委員会と、上海仲裁委員会があったが、それに加えて、一帯一路に関する商事紛争を解決する仕組みが作られている。2018年8月には国際商事専門家委員会が発足した。また2018年7月には中国共産党中央委員会および国務院の提案に基づき、第一国際商事裁判所（広東省深セン市）（海路関係）と、第二国際商事裁判所（陝西省西安市）（陸路関係）が設立された。この二つの裁判所は最高人民法院の一機関という位置づけ

であり中国人判事から構成される。ただし紛争当事者は、訴訟、仲裁、調停を選択することができる³⁸。

他方で、香港では2011年6月1日に新仲裁条例（c. 609）が施行されることになり、国内仲裁と国際仲裁がともに UNCITRAL のモデル法に従うことが定められた。香港における仲裁判断は、最高人民法院と香港政府間の取り決めにより中国において執行が認められていることから、香港の機関（香港国際仲裁センター等）が中国企業の紛争の解決機関として選択されやすい。2019年4月2日、最高人民法院は香港司法部との間で、仲裁互助協定を締結した³⁹。協定により、香港で仲裁を行う場合でも中国国内での保全処分を申し立てることができるようになった。

これに対して、シンガポールにおける制度の拡充もなされている。シンガポール国際的商事紛争の解決に特化した裁判所として 1837年に設立されたシンガポール国際商工会議所（SICC）があるが、これに加えて2018年にシンガポール国際仲裁センター（SIAC）が設立され、2014年にシンガポール国際調停センターが設立された。

実際の紛争解決は複数の仲裁法廷と裁判所を経由して行われる。例えば、ジブチ港の開発を巡っては次の紛争が生じた。2004年、ドバイを拠点とする DP ワールドがジブチ国有事業体である PDSA（Port of Djibouti SA）と共同出資して（PDSA66.66%、DP ワールド 33.34%）ジブチ港を運営する DCT（Durale Container Terminal SA）を設立し、2006年のコンセッション契約では30年間の開発をすることとしていた。しかし2013年に招商局が DCT の 23.5% をジブチ政府から取得したために、DP ワールドはロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）にジブチ政府を提訴し、裁判所は DP ワールドの訴えを認める判断を下していた。しかしジブチ政府はその判決履行をせず、2018年2月に2004年契約を終了させた⁴⁰。次いで2018年8月に DP ワールドは招商局を香港裁判所で提訴しており、現在も係属中である⁴¹。このように紛争解決は単純なものではないが、中国、香港とシンガポールが紛争解決フォーラムを拡充しつつある傾向は法化の例として指摘に値する。

結語

以上で素描したように、BRI におけるインフラ投資の法化の傾向は認められる。ただしそれはこれまで欧米や日本などが輸出者間の公正な競争を維持するために設定してきた国際基準をそのまま遵守するというものではなく、中国がそれらの規則や基準を参照しつつ独自に国内的な基準や二国間条約を締結する形で行われている。日本は「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）戦略を打ち出すのにあたり、対中牽制網の形成という色彩を希釈して、平和と反映を目指す包括的な「インド太平洋」ビジョンを提示している⁴²。しかし、日

本が打ち出している構想を実現するためには、中国の「法化」の動向を国際基準に沿う形で促すことが有効である。条約や指針がどのように履行されていくのかを含め、それらの動きが冒頭に述べた懸念を克服するものであるかは慎重な評価が必要であろう。

—注—

- 1 BRI に連動して、陸海路確保のためのインフラ建設の他に、国際航空路線の開設、査証免除協定の締結、デジタル人民元の発行計画など、人と資金の移動を容易にする仕組みを作ることや、衛星（宇宙版 BRI）や国際海底ケーブル（デジタルシルクロードの建設）のネットワークを構築する動きもある。いずれも興味深い法的問題を内包しているが、本稿では検討の射程外とする。宇宙版 BRI については青木節子「宇宙版「一帯一路」への道筋: シリーズ・21 世紀のスプートニク・ショック(1)-(7)」（2019 年）<nippon.com>参照。
- 2 「中国、海外港湾に 1.2 兆円投資 国有 2 社 一帯一路先導」『日本経済新聞』（2019 年 12 月 26 日）参照。
- 3 金融地政学からの分析として、前田充浩「21 世紀中国の開発ファイナンス攻勢に関する金融地政学分析」『産業技術大学院大学紀要』11 号（2017 年）29 頁。
- 4 OECD 公的輸出信用アレンジメント（Agreement on Officially Supported Export Credits [TAD/PG(2018)8]）やその他の OECD 勧告がある。関連する範囲で後述する。
- 5 European Parliament 2018 Report on the State of EU-China Relations, 2017/2274 (INI), 10.7.2018; US The Department of Defense 2019 *Indo-Pacific Strategy Report: Preparedness, Partnerships and Promoting a Networked Region*. これらの問題を分析する先行研究として、河合正弘「一帯一路とユーラシア新秩序の可能性」中国総合研究・さくらサイエンスセンター『一帯一路の現況分析と戦略展望』（2019 年 5 月）12 頁；Alisher Umirdinov, 'Generating a Reform of the BRI from the Inside: Japan's Contribution Via Soft Law Diplomacy' (2019) RIETI Discussion Paper, 19-E-076 も参照。
- 6 統計については、United States, 2018 *Annual Report to Congress of the U.S.-China Economic and Security Review Commission* (2019), p.279; American Enterprise Institute, *China Global Investment Tracker*, <https://www.aei.org/china-global-investment-tracker/>; 河合・前掲注（5）14 頁参照。債務状況について網羅的な調査を行ったものとして John Hurley et al (2018) 'Examining the Debt Implications of the Belt and Road Initiative from a Policy Perspective' *CGD Policy Paper*, www.cgdev.org.
- 7 2018 年 9 月 3 日、習近平が中国＝アフリカ協力サミットにおいて債務の健全性評価を行うことやエチオピア、ボツワナ、カメルーンなどを対象にして一部債務の免除を含む方針を表明した。
"President Xi Jinping addresses opening ceremony of FOCAC summit," *Xinhuanet*, 3 September 2018, http://www.xinhuanet.com/english/2018-09/03/c_137431560.htm.
- 8 紐なし投資勧告は当初後発開発途上国を対象にした政府開発援助についてなされたが、その後段階的に対象範囲が拡大されている。OECD, *DAC Recommendation on Untying Official Development Assistance*, OECD/LEGAL/5015 (adopted on 25 April 2001, last amended on 22 October 2018), <https://legalinstruments.oecd.org/public/doc/140/140.en.pdf>.
- 9 Human Rights Council, 10 July 2019 Joint Statement.
- 10 Letter dated 26 July 2019 from the Permanent Representative of China to the United Nations Office at Geneva addressed to the President of the Human Rights Council, 9 August 2019, A/HRC/41/G/22.
- 11 James Crawford, *Chance, Order, Change: The Course of International Law: General Course on Public International Law* (Hague Academy of International Law 2014), p.326
- 12 アボット (Kenneth W. Abbott) らによる 2000 年の論文「法化の概念」では、「法化」の要素として、ある制度 (institution) が内包する、義務 (obligation)、特定 (precision)、委任 (delegation) に沿って定義される一連の特質が挙げられている。Kenneth W Abbott et al. (2001) 'The Concept of Legalization' *54 International Organization* 17.
- 13 Wenhua Shan, Kimmo Nuotio and Kangle Zhang, *Normative Readings of the Belt and Road Initiative: Road to New Paradigms* (Springer 2018); Chi He, 'The Belt and Road Initiative as Global Public Good: Implications for International Law', *Normative Readings of the Belt and Road Initiative: Road to New Paradigms* (Springer 2018).

- 14 OECD の調査報告書によると、BRI 関連の出資額は以下の通りである（カッコ内数字の単位は億米ドル）。①中国開発銀行（1100）、②中国輸出入銀行（800）、③中国工商銀行（1590）、④中国銀行（1000）、⑤シルクロード基金（400）、⑥中国建設銀行（100）、⑦AIIB（23.3）、⑧NDB（12.6）。OECD, *supra* note 10, p.18.
- 15 BRI はその初期においてはまとまりをもった政策とは認識されておらず、沿線国に対する建設プロジェクトを後付けで BRI に含めていたとされるが、近年出されている報告書や書籍等では、本文中に示した意味で理解されている。OECD, ‘China’s Belt and Road Initiative in the Global Trade, Investment and Finance Landscape’ (2019).
- 16 Hurley et al., *supra* note 6.
- 17 Silk Road Fund, “Risk Control and Post-Investment Management,” <http://www.silkroadfund.com.cn/enweb/23798/23807/index.html>.
- 18 招商局の 2018 年年次報告書では、具体的な数字は示されていないがハンバントタ港を始めとした 33 の港湾に出資していることが示されている。China Merchant Port Holdings Company Ltd., *2018 Annual Report*, <http://www.cmport.com.hk/UpFiles/bpic/2019-04/20190426052119672.pdf>.
また、COSCO の 2018 年年次報告書によれば、外国における港湾の運営権の取得率は下記の通りである。COSCO Shipping Ports Ltd., *Annual Report 2018*, <https://doc.irasia.com/listco/hk/coscoship/annual/2018/ar2018.pdf>.

港湾名	株式取得率
Antwerp Terminal	20%
Kumport Terminal	26%
COSCO-PSA Terminal	49%
Piraeus Terminal	100%
Busan Terminal	5.50%
Seattle Terminal	13.33%
Euromax Terminal	35%
Suez Canal Terminal	20%
Abu Dhabi Terminal	90%
Zeebrugge Terminal	100%
Bilbao Terminal	39.78%
Valencia Terminal	51%
Vado Reefer Terminal	40%

- 19 AIIB＝世銀協力了解覚書は 2017 年 4 月 23 日に、NDB＝世銀協力了解覚書は 2016 年 9 月 9 日に署名された。 <http://pubdocs.worldbank.org/>.
- 20 王貴国（北井辰弥・訳）「講演 現代国際法の文脈における一帯一路構想」『比較法雑誌』50 巻 3 号（2016 年）1-22 頁参照。
- 21 中央アジア諸国における BRI については Alisher Umirdinov, "Understanding China's 'One Belt One Road' Initiative against the International Economic Law Landscape of Central Asia," in Dai Tamada, Fujio Kawashima (eds.), *Legal Issues of SOE Across International Economic Law and Investment Law* (Springer, forthcoming, 2020)参照。
- 22 UNCTAD Investment Policy Hub, <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaties/bilateral-investment-treaties/990/china---united-republic-of-tanzania-bit-2013>-参照。
- 23 例えば、2012 年の中国＝カナダ BIT は、「一般的な国家実行によって法として受容されていることが示されている外国人待遇の国際法上の最小限の基準」を認めている。Article 5. Dilini Pathirana, ‘Rising China and Global Investment Governance’ (2018) 4 *The Chinese Journal of Global Governance* 122.
- 24 中加 BIT 2012、中＝タンザニア BIT 2013、中＝豪州 FTA 2015 等。ちなみに、2012 年の日中韓投資協定は、未だ保護の対象を投資後の投資家と投資財産に限定する「保護型」ではあるが（投資前の財産等保護をする）、内国民待遇の例外事由を制限している点は、投資を促進する「自由化型」と評価されている。加地良太（2013）「日中韓投資協定の概要と FTA 交渉に向けた課題」『立法と調査』340 号 3 頁。
- 25 国家税务总局「我国签订的多边税收条约」<<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810770/index.html>>.
- 26 同上。
- 27 J Owens, ‘The Belt and Road Initiative: Will Tax Be a Facilitator or a Barrier?’ in M Lang and J Owens (eds), *Removing Tax Barriers to China's Belt and Road Initiative* (Wolters Kluwer 2019).
- 28 Convention to Implement Measures to Prevent BEPS, adopted by the ad hoc Group on 24 November 2016, entered into force on 1 July 2018. 2016 年に採択され、2018 年に発効している。これは、多数国間にお

- いて、BEPSプロジェクトで策定された BEPS 防止措置（租税条約の濫用などを通じた、租税回避行為の防止に関する措置や、二重課税の防止などによる納税者にとっての不確実性排除に関する措置）のうち、租税条約に関連する措置を、既存の租税条約に導入することを定めるものである。
- ²⁹ The Belt and Road Initiative Tax Administration Cooperation Mechanism, <http://www.chinatax.gov.cn/eng/britacom.html>.
- ³⁰ IMF, *Debt Sustainability Analysis Low-Income Countries*, <https://www.imf.org/external/pubs/ft/dsa/lic.aspx>.
- ³¹ Sebastian Horn et al. (2019) *China's Overseas Lending*, Kiel Working Paper, No. 2132, p.7.
- ³² 『一帯一路』融資指導原則（2017年5月16日）
<http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/tupianxinwen1/201811/W020181113547229883172.pdf>.
- ³³ 「财政部发布《“一带一路”债务可持续性分析框架》」（2019年4月25日）
http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/201904/t20190425_3234663.htm.
- ³⁴ 日本貿易振興機構「第2回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラム、283の成果案件を公表」（2019年05月20日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/eac73b4c32f94e03.html>.
- ³⁵ Global Infrastructure Hub, <https://www.gihub.org/countries/china/>参照。
- ³⁶ Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, *adopted on 10 June 1958, entered into force on 7 June 1959*, 330 UNTS 3.
- ³⁷ United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation, *adopted on 20 December 2018, opened for signature on 7 August 2019*. 中国は2019年8月7日署名。2020年発効の見通し。他に米国、韓国そしてインドなどが署名している。
- ³⁸ CICC, "A Brief Introduction of China International Commercial Court," updated on 2018-06-28, <http://cicc.court.gov.cn/html/1/219/193/195/index.html>. なお、2019年12月末までに5件が結審している「最高人民法院第一国际商事法庭高效审结首批五件案件」（2019年12月30日）
<http://cicc.court.gov.cn/html/1/218/149/156/1545.html>. 日本、イタリア、英領バージン諸島、中国、香港、台湾の企業と個人であり、仲裁契約の有効性、製造物責任等が争われたという。
- ³⁹ 「内地与香港特区签署就仲裁程序相互协助保全的安排（附全文）」（2019-04-02）
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-149552.html>.
- ⁴⁰ 2018年9月、DPワールドはイングランド・ウェールズ高裁（High Court）に契約終了を差止める請求を行いそれが認容された。
- ⁴¹ HCA 1951/2018, DP World v. China Merchants Port Holdings Co. Ltd.
- ⁴² 大庭三枝（2018）「日本の『インド太平洋』構想」『国際安全保障』46巻3号12頁。